

新旧対照表

○都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第2条 都市計画法（以下「法」という。）、都市計画法施行令（以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（以下「省令」という。）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、土木事務所の所管区域内において行われる開発行為等の規制に関する次に掲げる事務（鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内において行われるものを除く。）は、土木事務所長に委任する。この場合において、開発行為等が行われる区域をその所管区域に含む土木事務所が2以上あるときは、当該開発行為等が行われる区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所の長に委任する。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) <u>省令第60条第1項の規定により書面（法第53条第1項の規定に適合していることを証する書面を除く。）を交付すること。</u></p> <p>(建築制限解除の承認の申請)</p> <p>第8条の3 法第37条第1号の規定により承認を受けようとする者は、建築制限解除承認申請書（第7号様式の4）に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(開発行為又は建築等に関する証明書の交付の申請)</p> <p>第20条 <u>省令第60条第1項の規定により建築基準法（昭和25年法律第201号）</u>第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者が、その計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとするときは、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書（第15号様式）に当該計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証するため土木事務所長が必要と認める書類を添えて土木事務所長に申請しなければならない。</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第2条 都市計画法（以下「法」という。）、都市計画法施行令（以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（以下「省令」という。）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち、土木事務所の所管区域内において行われる開発行為等の規制に関する次に掲げる事務（鎌倉市、藤沢市及び秦野市の区域内において行われるものを除く。）は、土木事務所長に委任する。この場合において、開発行為等が行われる区域をその所管区域に含む土木事務所が2以上あるときは、当該開発行為等が行われる区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所の長に委任する。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) 省令第60条の規定により書面を交付すること。</p> <p>(建築制限解除の承認の申請)</p> <p>第8条の3 法第37条第1号後段の規定により承認を受けようとする者は、建築制限解除承認申請書（第7号様式の4）に次に掲げる図書を添えて土木事務所長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(開発行為又は建築等に関する証明書の交付の申請)</p> <p>第20条 <u>省令第60条の規定により建築基準法（昭和25年法律第201号）</u>第6条第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は第6条の2第1項（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者が、その計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を求めようとするときは、開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書（第15号様式）に当該計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証するため土木事務所長が必要と認める書類を添えて土木事務所長に申請しなければならない。</p>

(別紙)  
第2号様式(第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住所  
氏名 殿

権利者 住所  
氏名 印

---

私が権利を有する次の物件について開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。  
なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があつても異議ありません。

(別紙)  
第2号様式(第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

開発行為の施行等の同意書

年 月 日

開発者 住所  
氏名 殿

権利者 住所  
氏名 電話番号 印

私が権利を有する次の物件について開発行為及び開発行為に関する工事を行うことに同意します。  
なお、当該物件が公共施設の用に供する土地となる場合があつても異議ありません。

物件の種類	所在及び地番	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	摘要

物件の種類	所在及び地番	面積 m <sup>2</sup>	権利の種類	摘要

備考 権利者の印は印鑑証明ができるものとし、その印の印鑑証明書を添付してください。

(新規)

第7号様式の4（第8条の3関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築制限解除承認申請書

都市計画法第37条第1号の規定に基づく建築制限解除の承認を申請します。

年 月 日

神奈川県知事 殿  
（神奈川県 土木事務所長）

申請者住所  
氏 名

1 開発許可番号	年 月 日 第 号		
2 開発許可を受けた者の住所氏名			
3 開発区域に含まれる地域の名称			
4 開発区域面積	平方メートル		
5 工事完了予定年月日	年 月 日		
6 申請する理由			
7 公共施設等の工事の現況			
8 申請区域の名称			
9 申請区域面積	平方メートル	建築物の棟数・戸数	棟 戸
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 条件欄			
※ 承認番号	年 月 日 第 号		
※			

備考 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
2 次の図書を添付してください。  
（1）概要説明書（2）土地利用計画図（3）案内図（4）配置図  
（5）建築物平面図（6）工程表

第7号様式の4（第8条の3関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築制限解除承認申請書

都市計画法第37条第1号後段の規定に基づく建築制限解除の承認を申請します。

年 月 日

神奈川県知事 殿  
（神奈川県 土木事務所長）

申請者住所  
氏 名

1 開発許可番号	年 月 日 第 号		
2 開発許可を受けた者の住所氏名			
3 開発区域に含まれる地域の名称			
4 開発区域面積	平方メートル		
5 工事完了予定年月日	年 月 日		
6 申請する理由			
7 公共施設等の工事の現況			
8 申請区域の名称			
9 申請区域面積	平方メートル	建築物の棟数・戸数	棟 戸
※ 受付番号	年 月 日 第 号		
※ 条件欄			
※ 承認番号	年 月 日 第 号		
※			

備考 1 ※印のある欄は記入しないでください。  
2 次の図書を添付してください。  
（1）概要説明書（2）土地利用計画図（3）案内図（4）配置図  
（5）建築物平面図（6）工程表

第16号様式（第21条関係）（表）（用紙 縦6.0センチメートル 横8.5センチメートル）

（略）

（裏）

都 市 計 画 法（抜粋）

**第 82 条** 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第16号様式（第21条関係）（表）（用紙 縦6.0センチメートル 横8.5センチメートル）

（略）

（裏）

都 市 計 画 法（抜粋）

**第 82 条** 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。